

(仮称) 徳島鳴門風力発電事業環境影響評価方法書に対する知事意見

(仮称) 徳島鳴門風力発電事業環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から慎重に審議を行った結果、次の事項について十分配慮する必要がある。

記

1 全体的事項

- (1) 環境保全措置の検討に当たっては、既存風力発電所の運転により得られた知見や同様の事業で公開されている事後調査結果等を参考にして、環境影響の回避及び低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。
- (2) 環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の作成までに環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、項目及び手法を見直し、追加調査を実施すること。
- (3) 事業の実施に当たっては、地元住民の理解が不可欠であることから、対象事業実施区域及びその周辺の住民等に対し、事業による環境への影響を積極的かつ分かりやすく説明するとともに、住民等からの意見や要望に対して誠意をもって対応すること。
- (4) 環境影響評価図書のインターネットによる公表にあたっては、広く環境の保全の見地からの意見を得られるよう、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表するよう努めること。

2 個別的事項

- (1) 騒音及び低周波音について
生活環境への影響について、地形等による反響音を含めて最新の知見を踏まえ適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて調査地点の追加や見直しを検討すること。
- (2) 動物及び生態系について
 - ・ 鳥類の現地調査は、専門家へのヒアリングを踏まえ、適切な場所及び時期に行うこと。
 - ・ 対象事業実施区域及びその周辺は、猛禽類の渡りルートとなっているため、複数の風力発電の並立が、野生生物の移動経路に影響を及ぼすことのないような計画とすること。
また、猛禽類の夏期繁殖地と冬期滞在地であるとの情報があることに加え、東かがわ市五名地区や小海地区でコウノトリの飛来が確認されていることから、現地調査では適切な状況把握に努めるとともに、国内外の事例等を集積し、可能な限り予測及び評価に反映すること。
- (3) 景観について
 - ・ 主要な眺望点及び景観資源の位置のみならず、一般的にも視認される可能性がある範

囲においてもフォトモンタージュの作成等により眺望点を示したうえで、景観への影響を専門家から意見聴取し、予測及び評価に反映すること。

- ・ 評価結果を地元住民等に説明する際には、フォトモンタージュに限らず動画を活用するなど、分かりやすい説明となるように配慮すること。

3 その他事項

準備書の作成に当たっては、文書や図の作成、用語の使用について工夫し、分かりやすい図書となるよう留意すること。